

消防職員の不祥事に対するお知らせとお詫び

本年1月上旬のことになりますが、当消防本部の出場計画で定められていた救助事案に、行方消防署の第一小隊（4人）が出場していないことが判明しました。

また、その後の調査により、出場したかのように処理するために業務日誌や活動報告書を改ざんする等、不適切な事務処理も確認されました。

このことから、発生当時の当直責任者及び第一小隊の4人、又管理監督者に対して、令和8年3月30日付けで地方公務員法に基づく懲戒処分等を行いました。

本来、公務員である我々は、率先して法令を遵守し、地域住民の皆様からの信頼を得て業務を進めていく立場であるにもかかわらず、このような不祥事を発生させ組合への信頼を著しく失墜させる事態となりましたことについて、深くお詫び申し上げます。

当組合といたしましては、地域の皆様方の信頼回復に向けて、このようなことが二度と起こらないよう全職員が一丸となり、再発防止に取り組んでまいり所存です。

皆様方の今まで以上のご支援とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1 懲戒処分等の内容

(1) 当直責任者の処分

所 属	職 名（階級）	年 齢	処分内容
行方消防署	消防第一課 主査兼総務係長（消防司令）	52 歳	戒 告

※ 地方公務員法第33条、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に基づく懲戒処分

(2) 第一小隊（4人）の処分

所 属	職 名（階級）	処分内容
行方消防署	消防第二課 調査係主幹（消防司令補）	訓 告
行方消防署	消防第二課 予防係主任（消防士長）	訓 告
行方消防署	消防第二課 査察指導係員（消防副士長）	訓 告
行方消防署	消防第二課 調査係員（消防副士長）	訓 告

(3) 管理監督者の処分

所 属	職 名 (階級)	処分内容
行方消防署	参事兼行方消防署長 (消防監)	厳重注意
行方消防署	副参事兼消防第二課長 (消防司令長)	厳重注意

令和8年3月30日

鹿行広域事務組合消防本部
消 防 長 飯 島 敏 彦